

輸出物品販売場制度について

～「消費税の免税店」を始めようとする方へ～

輸出物品販売場制度とは、輸出物品販売場（いわゆる免税店）を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対し免税対象物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度です。

※平成31年分以後の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

1 輸出物品販売場における免税販売の要件

事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が「輸出物品販売場」として物品を免税販売するためには、次の(1)から(5)の全ての要件を満たす必要があります。

(1) 「輸出物品販売場の許可」を受けていること

輸出物品販売場には、販売場を経営する事業者自身がその販売場においてのみ免税販売を行う「一般型輸出物品販売場」と、その販売場が所在する商店街やショッピングセンター等の特定商業施設内に免税販売手を代理するための設備（免税手続カウンター）を設置する事業者が、免税販売手を代理する「手続委託型輸出物品販売場」の2種類があります。

「一般型輸出物品販売場」又は「手続委託型輸出物品販売場」としての許可を受けるためには、それぞれ次の要件の全てを満たすことが必要です。

【輸出物品販売場の許可要件】

一般型輸出物品販売場	手続委託型輸出物品販売場
現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。	
輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないこと。	
輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。	
現に非居住者の利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。	
免税販売手続に必要な人員を販売場に配置し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する販売場であること。	販売場を経営する事業者と当該販売場の所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する一の承認免税手続事業者との間において次の要件の全てを満たす関係があること。
※ 「免税販売手続に必要な人員の配置」とは、免税販売の際に必要な手続を非居住者に対して説明できる人員の配置を求めているものです。なお、外国語については、母国語のように流ちょうに話せることまでを必要としているものではなく、パンフレット等の補助材料を活用しながら、非居住者に手続を説明できる程度で差し支えありません。また、「免税販売手続を行うための設備を有する」とは、免税販売の際に必要な手続を行うためのカウンター等の設備があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを必要としているものではありません。	① 販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続につき、代理に関する契約が締結されていること。 ② 販売場において譲渡した物品と免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること。 ③ 免税販売手続につき必要な情報を共有するための措置が講じられていること。

具体的には、納税地の所轄税務署長に対して「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」又は「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」に次の書類を添付して申請することとなります。

【輸出物品販売場許可申請書の添付書類】

一般型輸出物品販売場	手続委託型輸出物品販売場
許可を受けようとする販売場の見取図	許可を受けようとする販売場が所在する特定商業施設の見取図 免税販売手続の代理に関する契約書の写し 特定商業施設に該当することを証する書類
申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など）	
許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料（商品カタログなど）	
その他参考となる書類（免税販売手続マニュアルなど）	

(2) 「非居住者」に対する販売であること

輸出物品販売場において免税販売できるのは、外国為替及び外国貿易法で規定されている「非居住者」に対する販売に限られます。

「非居住者」とは、外国人旅行者など日本国内に住所又は居所を有しない方をいいます。このため、外国籍を有する方であっても、次のような方は非居住者に該当しません。

- ① 日本国内にある事務所に勤務している方
- ② 日本に入国後6か月以上経過した方

(3) 「免税対象物品」の販売であること

輸出物品販売場で販売される全ての物品が免税販売の対象となるわけではありません。非居住者が輸出するために購入する物品のうち、通常生活の用に供する物品*のみが免税販売の対象となります。

なお、通常生活の用に供する物品であっても、免税販売の対象となるのは、一般物品又は消耗品ごとに、同一の非居住者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額（税抜）の合計額が、それぞれ次の基準を満たすものです。

免税対象物品の区分	販売価額（税抜）の合計額
一般物品（家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》）	5千円以上
消耗品（飲食品、医薬品、化粧品その他の消耗品）	5千円以上 50万円以下

※ 非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売の対象になりません（非居住者が国外に所在する事業者の代理として、このような物品を購入する場合も同様です。）。

また、金又は白金の地金は免税対象物品から除かれています。



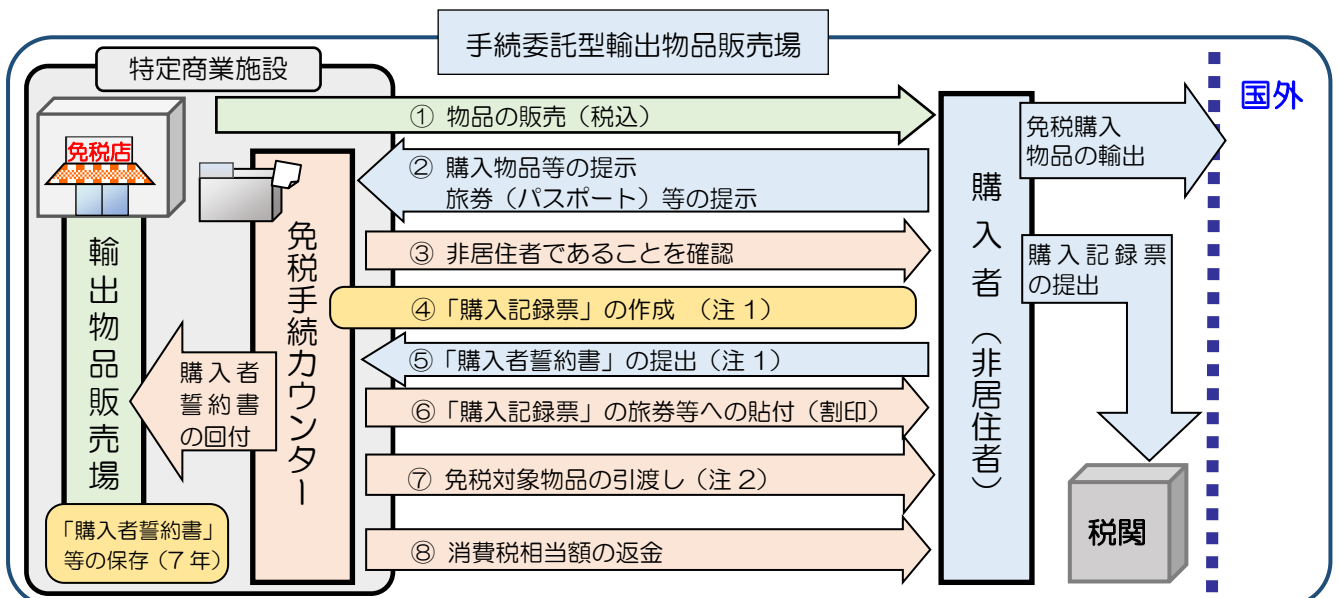
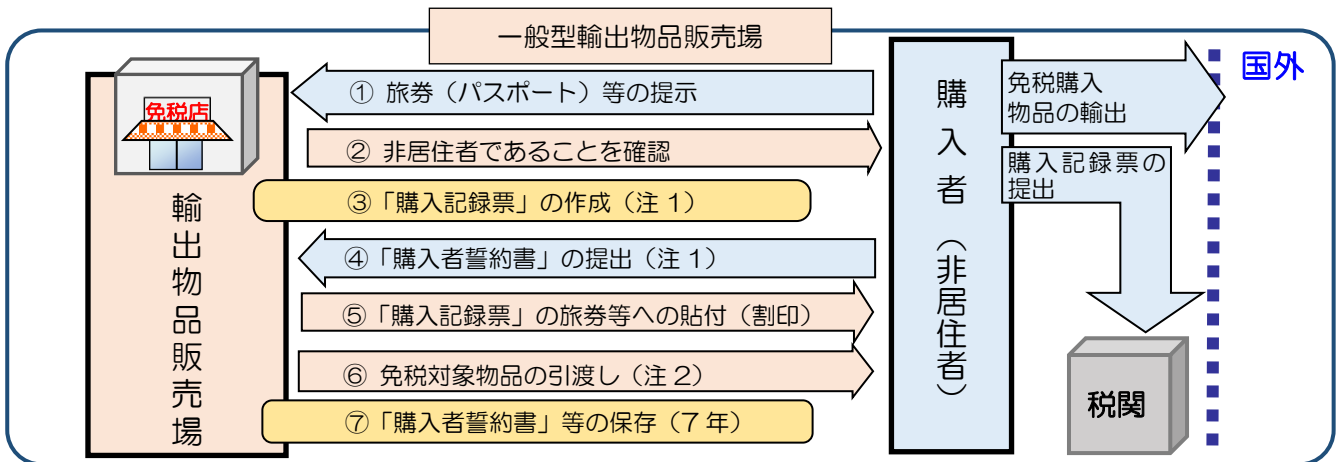
消耗品と同様に指定された方法により包装された一般物品は、免税対象物品の区分も消耗品として取り扱うこととなります。



【消耗品】
5千円以上
50万円以下

(4) 「所定の手続」で販売すること

免税販売に当たっては、輸出物品販売場の区分に応じてそれぞれ次の手続を行う必要があります。



(注1) 購入記録票及び購入者誓約書に記載すべき事項は次のとおりです。

記載すべき事項	購入記録票	購入者誓約書
① 購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日	○	○
② 購入者の所持する旅券等の種類及び番号	○	○
③ 輸出品販売場を経営する事業者の氏名又は名称	○	○
④ 輸出品販売場を経営する事業者の納税地及び所轄税務署名、輸出品販売場の所在地	○	—
⑤ 購入年月日	○	○
⑥ 品名、品名ごとの数量及び価額、物品の価額の合計額	○	○
⑦ 購入後において輸出することを誓約する旨(消耗品の場合、購入した日から30日以内に輸出することを誓約する旨)及び購入者の署名	—	○

※ 平成31年(2019年)10月1日以後の消費税の軽減税率制度実施後においては、免税対象物品が軽減対象課税資産である場合はその旨の記載が必要です。

購入記録票には、上記の①から⑥の事項のほか、「本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない旨」や「本邦から出国するまでは、購入記録票を旅券等から切り離してはならない旨」など、一定の事項を日本語及び外国語で記載する必要があります。

また、記載すべき事項の全部又は一部が記載された明細書等(購入者に対し交付する領収書の写し等)を購入記録票等に貼り付け、かつ、当該明細書等と購入記録票等との間に割印した場合には、当該明細書等に記載された事項の購入記録票等への記載を省略できます。

(注2) 消耗品については、一定の要件を満たす「袋」又は「箱」に入れ、かつ、開封された場合に開封されたものであることを示す文字が表示されるシールの貼付けにより封印をする方法により包装する必要があります。

(5) 「購入者誓約書」等を保存していること

輸出品販売場における免税対象物品の販売につき、免税の適用を受けるためには、輸出品販売場を経営する事業者は、購入者が作成又は電磁的記録により提供した「購入者誓約書(免税対象物品を購入後において輸出する旨を誓約する書類)」を事業者の納税地又は輸出品販売場の所在地に保存しなければなりません。

また、同一の非居住者に対する同一の輸出品販売場における一般物品の1日に販売する販売価額(税抜)の合計額が100万円を超える場合には、その非居住者の旅券等の写し(注)を、輸出品販売場を経営する事業者の納税地又は輸出品販売場の所在地に保存しなければなりません。

なお、保存期間は、「輸出品販売場を経営する事業者が免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間」です。

(注) パスポートの場合、パスポート番号、一般物品を購入する非居住者の氏名、生年月日、性別及び国籍が印字された部分の写し。

2 承認免税事業者の承認申請手続等

他の事業者が経営する販売場における免税販売手続を代理しようとする事業者(消費税の課税事業者に限ります。)は、その販売場が所在する特定商業施設ごとに、免税手続カウンターを設置することにつき納税地の所轄税務署長の承認を受け、「承認免税事業者」となる必要があります。

「承認免税事業者」の承認を受けるためには、次の要件の全てを満たすことが必要です。

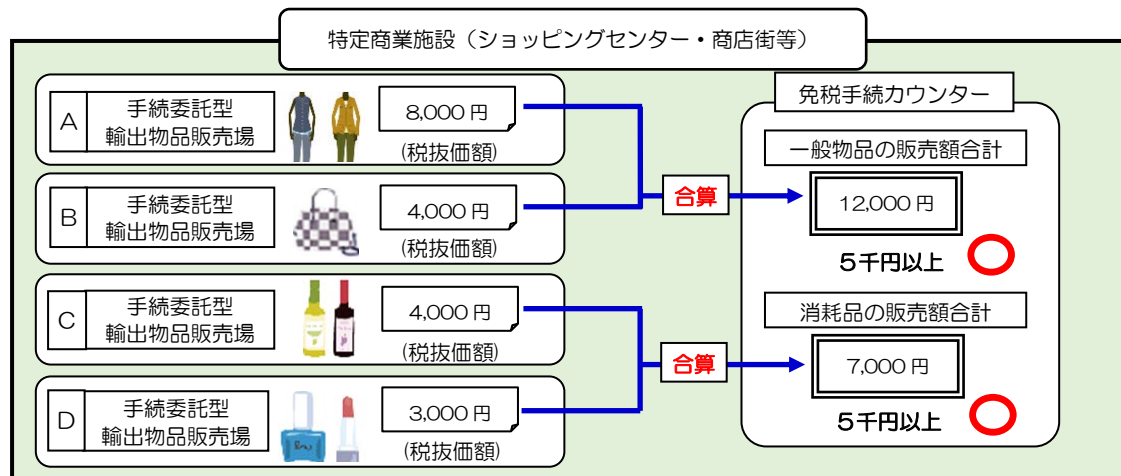
承認要件	現に国税の滞納(その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。)がないこと。
	免税手続カウンターに免税販売手続に必要な人員を配置すること。
	輸出品販売場の許可を取り消され又は承認免税事業者の承認を取り消され、かつ、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

具体的には、納税地の所轄税務署長に対して「承認免税事業者承認申請書」に次の書類を添付して申請することとなります。

添付書類	設置しようとする免税手続カウンターの見取図
	免税手続カウンターを設置しようとする特定商業施設の見取図
	免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類(免税販売手続マニュアルなど)
	特定商業施設に該当することを証する書類
	その他参考となる書類

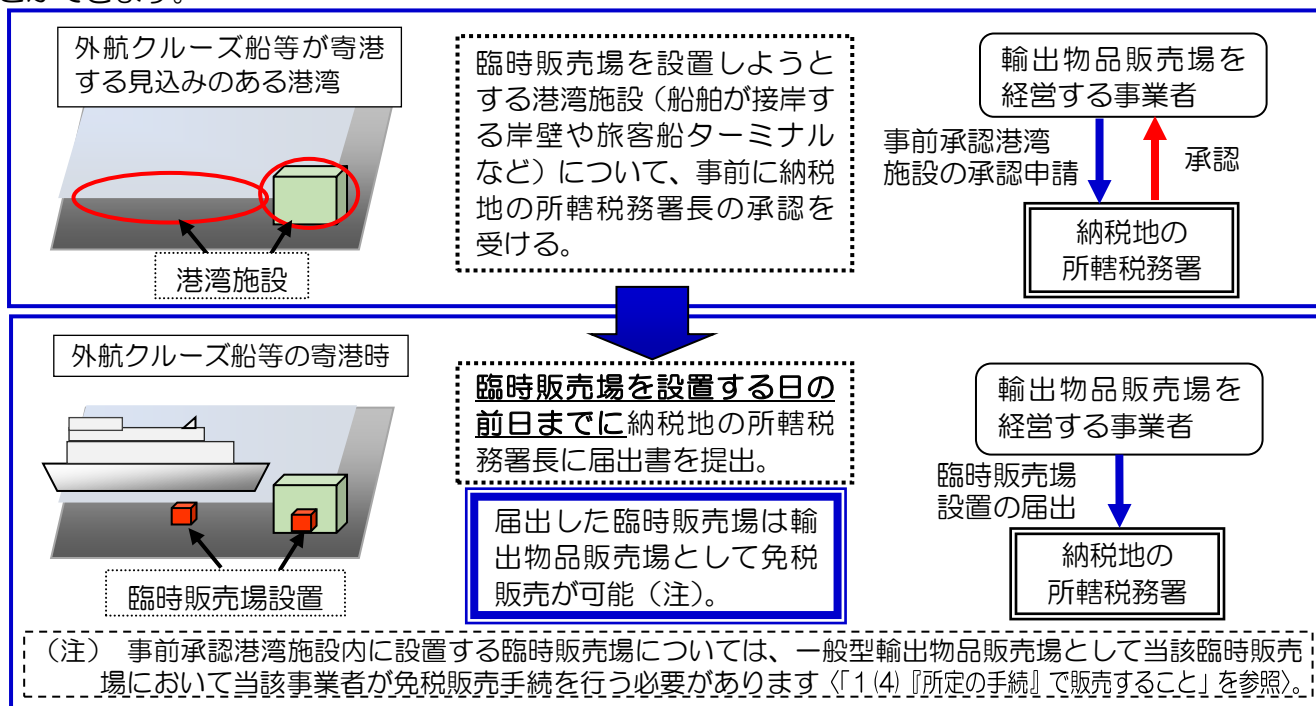
(免税手続きカウンターにおける手続等の特例)

一の承認免税事業者が免税販売手続を行う一の特定商業施設に所在する複数の手続委託型輸出品物販売場において同一の日に同一の非居住者に対して譲渡する一般物品の対価の額（税抜価額）の合計額と消耗品の対価の額（税抜価額）をそれぞれ合計している場合には、当該複数の手続委託型輸出品物販売場を一の販売場とみなして、免税販売の対象となる下限額（5千円）以上かどうかを判定できます。



3 事前承認港湾施設内における輸出品物販売場（臨時販売場）に係る届出制度

国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶（外航クルーズ船等）が寄港する港湾の港湾施設内に、場所及び期限を定めて臨時販売場を設置しようとする事業者（輸出品物販売場を経営する事業者に限ります。）が、あらかじめ臨時販売場を設置する見込みの港湾施設について納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合において、その設置日の前日までに臨時販売場を設置する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出品物販売場とみなして免税販売を行うことができます。



※この制度は平成31年(2019年)6月をもって廃止され、同年7月からは新たに臨時販売場制度が施行されます。

《観光庁ホームページの消費税免税店サイト》

観光庁では、免税店のブランド化・認知度向上を目的とした免税店シンボルマークの運用を行っています。本シンボルマークを使用している免税店は、免税店情報発信サイトに店舗情報が掲載され、外国人旅行者からの識別性の向上を図り、外国人旅行者の利便性を高めます。

なお、シンボルマークの申請・使用に当たっては、観光庁ホームページに紹介しています。

(<http://www.mlit.go.jp/kankochi/tax-free/>)

輸出品物販売場制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載している「輸出品物販売場制度に関するQ&A」をご覧ください。